

総務部長 決 裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番 号		管舎役 6		科 項	防衛力基盤強化推進費		
														目	営舎費		
														目細分	営舎維持費(雑役務費)		
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄					
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元				室 長	補 佐	係 長	係				
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係								
行 為 名 称			算 出 内 訳		時期、場所、人員、その他					契約方式	一般 指 随	根拠 法令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号				
給排水設備保守管理業務			一式		仕様書のとおり					選 定 業 者	契 約 条 件						
											総 額		算 出 の 基 礎				予 定 価 格
総 額										調達説明 日 時		年 月 日 時 分					
備考									入札日時		年 月 日 時 分						
	課室名	管理施設課		要求者氏名	西村 拓也		電話番号	2073									

仕 様 書

		調達要求番号	管舎役 6
品名	数量	備 考	
給排水設備保守管理業務	一式		

1 総則

適用範囲

本仕様書は、給排水設備保守管理業務（以下「本業務」という。）に係る業務について適用する。

2 委託場所

防衛大学校校内全域（走水訓練場含む）、防衛大学校二葉宿舎及び防衛大学校走水宿舎（別図 1、2 参照。）

3 委託内容

(1) 期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日規定する休日を除く。）の期間に令和 7 年度勤務実施予定表のとおり従事者を延 204 日間、原則 1 名配置する。

なお、変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議のうえ実施する。

(2) 時間

原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く）

(3) 作業日数

204 日（令和 7 年度勤務実施予定表のとおり）

(4) 受託者側従事者（以下「従事者」という。）は、常時勤務を原則とする。ただし、疾病等により他の者と交替する時は、常時勤務者と同等以上の取扱ができる者とする。

(5) 業務内容

別紙第 5（給排水設備保守管理作業マニュアル）のとおり。

4 負担区分

(1) 本業務に必要な光熱水料等については、官側支給とする。

(2) 本業務遂行に必要な材料、消耗品は官側支給とする。

(3) 本業務において使用する施設、下記の主要機器等及び事務室内の事務机等の官側備品は無償で利用できるものとする。

また、他の官側所有の工具等も無償で利用できるものとし、官側所有以外の工具等は受託者において負担すること。

ア 従事場所

木管工室

イ 機器等配置図

従事者が本業務を行う木管工室の主要機器の配置図は、別図 1 による。

記号	名称	製造者	型番
①	ボール盤	日立製作所	DE-4300
②	スライド丸のこ	makita	LS1014

5 受託者の責任

(1) 本業務を円滑に実施するために、受託者は管理責任者（従事者が2名以上の場合のみ、作業に支障のない限りにおいて従事者との兼務を妨げない。）を置くこと。

管理責任者の任務等は別紙第1「管理責任者の任務」のとおりとする。

(2) 管理責任者は、委託内容について確認し、改善事項があれば適切な処置（指導）を講じ、業務の停滞を招かないようにすること。

(3) 受託者は、契約後直ちに別紙第2「令和7年度従事予定者名簿」を契約担当官等へ提出するものとし、従事予定者に変更がある場合についても同様とする。

(4) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施予定日程表（様式適宜）を契約担当官等へ提出すること。

なお、作業日程等を変更する必要がある場合には、契約担当官等と協議のうえ、日程等の変更ができるものとする。

6 報告事項

(1) 従事者は、日々の業務終了後に別紙第3「業務日誌」を、管理責任者に提出し、管理責任者は月末（月末が休日の場合は翌月始め）に別紙第4「業務委託実施記録表」を契約担当官等に提出すること。

(2) 受託者は毎月末の業務完了後、請求書提出とともに「役務完了届（3部）」を作成し、検査官等へ提出するものとする。

7 守秘義務の遵守

受託者、管理責任者及び従事者は、業務上知り得た業務内容に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、契約終了後及び契約解除後も同様とする。

8 監督・検査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

9 従事者の資格等

受託者は、以下に示すいずれかの資格又は経験を有する者を配置すること。

(1) 1級配管技能士、2級配管技能士又は3級配管技能士の資格を有する者。

(2) 1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者。

(3) 過去に3（5）と同等の業務経験を有する者。

(4) 契約担当官等が（1）から（3）の資格又は経験と同等と認める者。

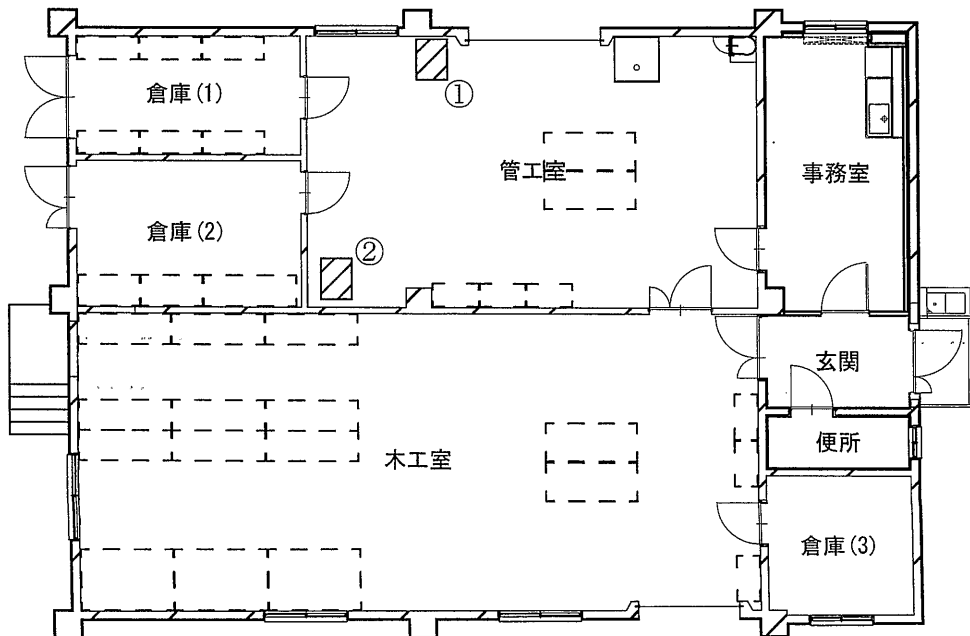
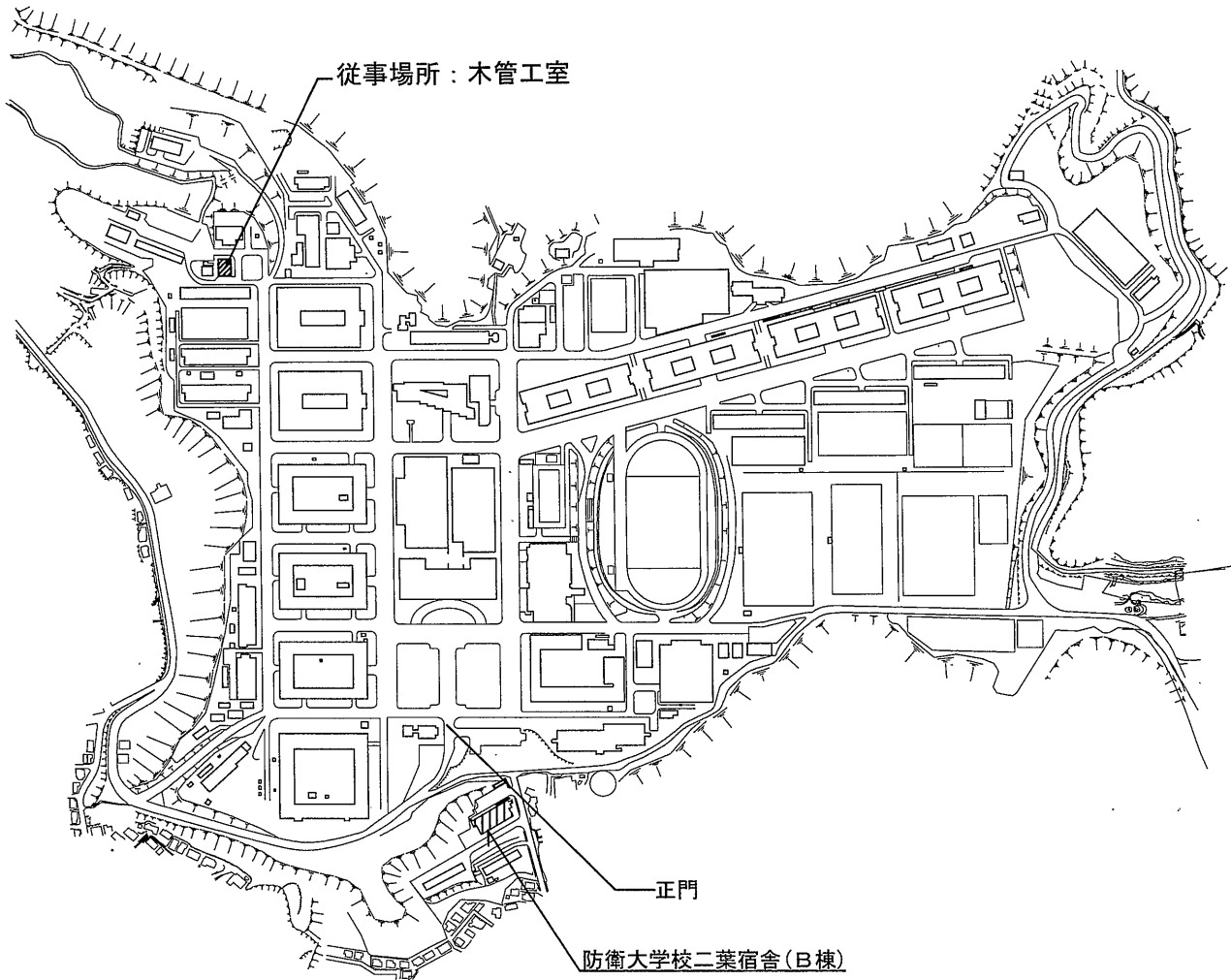
10 その他

(1) 受託者は契約締結後、本業務を支障なく実施するための現状の施設及び機器等の確認を行い、従事者がこれに基づいて円滑に作業をできるよう適切な教育・訓練を実施すること。

また、従事者の校内への立ち入り、車両の乗り入れ等諸手続きは官側規則に基づいて行うこと。

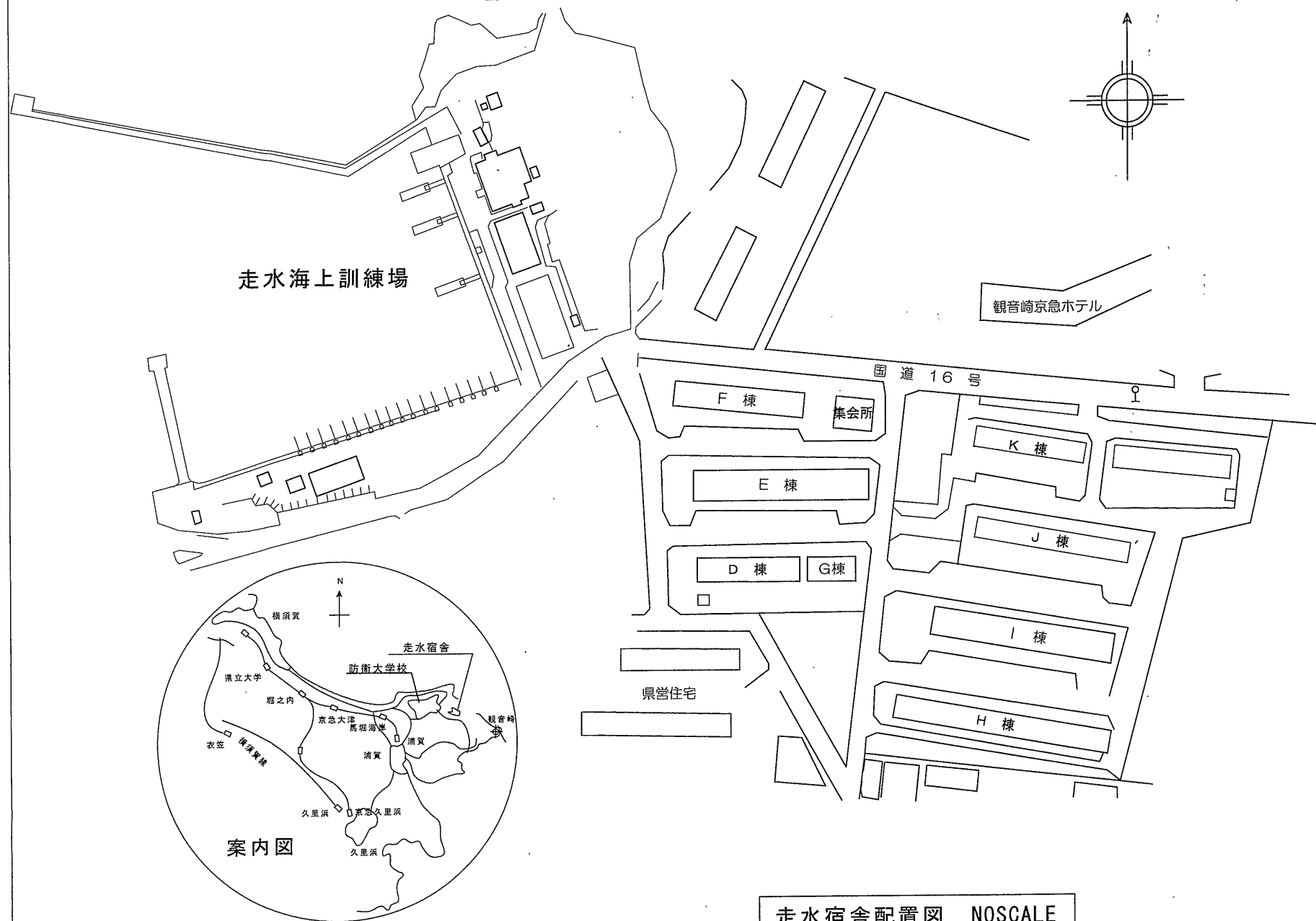
- (2) 管理責任者及び従事者は、本業務を円滑に実施するために、受託者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに、受託者が発行する身分証明書を常時携帯するものとする。
- (3) 受託者、管理責任者及び従事者は、業務に関する仕様書及び官側が提供する資料等の関係資料を官側の許可なしに履行場所以外に持ち出し、または複写・複製してはならない。
- (4) 受託者、管理責任者及び従事者は、本業務の実施に影響を与えられる事故・事件・災害等の緊急事態が発生した場合は、官側との連携を密にし、状況に応じた適切な対応をとるものとする。
- (5) 受託者は、管理責任者及び従事者の労務災害及び労務管理に関する全ての事項の責任を負うものとする。
- (6) 既存施設等の保護には十分注意すること。万一破損又は汚損させた場合は、受託者の費用負担において速やかに補修等を行い、原状回復すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項等及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議のうえ決定するものとする。

防衛大学校地区・防衛大学校二葉宿舎配置図



木管工室機器等配置図

防衛大学校走水海上訓練場・宿舎



走水宿舎配置図 NOSCALE

案内図 NOSCALE

管理責任者の任務

1 配置目的

給排水設備保守管理業務を円滑に実施するために管理責任者を置く。

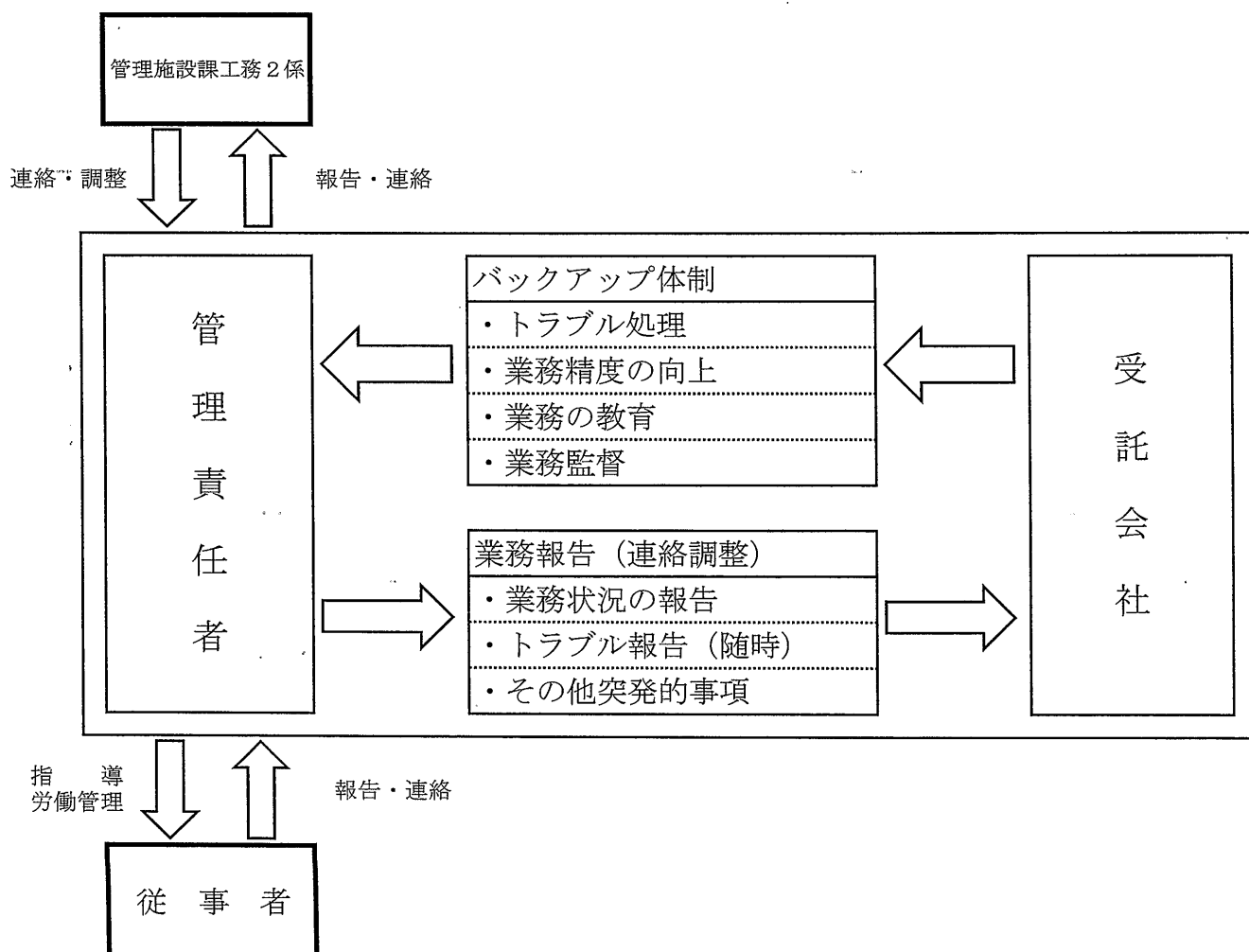
2 任務

- (1) 従事者の出退勤管理を含む労働時間等の管理及び業務遂行に関する指示等
- (2) 官側との本業務に係る交渉等
- (3) 業務日誌及び業務委託実施記録表の提出

3 管理責任者の要件

- (1) 作業全般を統括管理する能力を有し、従事者を監督指導できること。
- (2) 官側と速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- (3) 管理責任者の休暇等に対応したシフトの管理ができること。
- (4) 従事者 2 名以上に限り、上記責任が遂行できることを条件として、従事者との兼任を妨げない（従事者 1 名の場合は管理責任者との兼任はできない。）。

4 管理連絡体制



令和 年 月 日 提出

令和7年度従事予定者名簿

会社等所在地：

会社等名：

代表者名：

担当者名：

件名：給排水設備保守管理業務

従事場所：防衛大学校管理施設課 ほか

No.	氏名	性別	年齢	備考（参考：資格の有無・経験年数）
1				管理責任者
2				管理責任者代理
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注：従事予定者について変更がある場合は、その都度修正・提出する。なお、従事者の変更に関しては、備考欄に記述する。（例：「防大太郎」から変更）

事務室

業務日誌		
実施日	令和 年 月 日 (曜日)	
従事者名	従事時間	業務内容
	～	
	～	
	～	
	～	
	～	
特記事項：		

以上のとおり、業務を実施したことを報告いたします。

給排水設備保守管理業務管理責任者

業務委託実施記録表 (月)

[illegible]

給排水設備保守管理作業マニュアル

1 修繕調査

修理要求書の確認

契約担当官等から提出された「修理要求書」に記載された建物等の故障状況について従事者の技量及び資材の範囲内で修繕可能か判断し、可能な場合は修繕する。
なお、修繕不可能な場合は修繕方法を契約担当官等に合わせて報告する。

2 作業内容

(1) 校内便所等清掃業務

ア 防衛大学校内の各建物及び屋外の給排水衛生設備等の日常巡視点検を行い、衛生器材に詰まりが見られる場合は、分解・取外し・取付けを行い排水管の詰まり清掃を行う。
ただし、日常における大小便器の清掃は除く。

イ 必要に応じ防衛大学敷地内及び二葉宿舎内の主流となる排水溝等の目詰まり（落ち葉等）除去作業を行う。
除去した落ち葉等は、契約担当官の指示する場所に集積のうえ、指示に基づき処分する。
また、大雨等により雨水側溝があふれることが予想される場合は、事前に除去作業を行う。

(2) 給水設備（ポンプ室、受水槽、高架水槽）の運転監視補助業務

契約担当官との調整に基づき、給水ポンプの運転、受水槽、高架水槽の満減確認等の補助を行う。

(3) 給排水管の修繕業務（防衛大学校（走水訓練場含む）、二葉・走水宿舎）

ア 建物内及び屋外の給排水管の漏水について修繕する。

イ 契約担当官等との調整に基づき、給排水管の増設・模様替えを行う。

ウ 給排水管の漏水部の応急処置を行う。

なお、応急処理後の修繕については、契約担当官等と調整のうえ実施すること。

エ 給排水管の詰まりの除去を行う。

(4) 施設巡回点検

週 2 回程度校内を巡回し、建物等の故障の有無を点検し、故障を発見した場合は、契約担当官等に報告のうえ、修繕方法を調整し修繕する。

なお、巡回点検の結果、修繕不可能な故障の場合は修繕方法を契約担当官等に併せて報告する。

(5) 水道メーターの検針確認補助

ア 毎月末に水道メーターの検針確認の補助を行う。

イ 仮設工事用メーター等の設置、撤去の立会い確認を行う。

設置、撤去の立会い時、水道メーターの検針値を控えると共に使用者に伝える。

また、水道メーターの検針値及び立会い結果を契約担当官等に報告する。

(6) 尿石防止剤の補充

施設巡回点検時、防衛大学校内の各建物（本部庁舎、図書情報館、学生浴場、学生舎、学生食堂、学生教育 1～2 号棟、教育研究 A 館・教育研究 B 館を除く）に設置している小便器に、官から支給される尿石防止剤の補充を随時行う。

(7) 補修部品整理・確認・記録

使用した補修部品の整理を行うと共に、補修部品の使用数量、在庫状況を確認し、台帳に記録する。契約担当官等から補修資材の交付を受けた場合も同様とする。

(8) 補修資材要求

補修に必要な資材が不足する場合は契約担当官等と調整し、必要な数量を要求する。

なお、資材の納品時、契約担当官等から立会いを求められた場合は、契約担当官等と共に確認を行う。

(9) 学群実験資材作成支援

各学群において使用する実験資材作成用の材料の切断作業を行う。

(10) 補修資器材整備

修繕に使用した資器材の清掃等を適時行う。

(11) 作業場・事務室清掃

業務終了後に作業場及び事務室内の清掃を行う。

(12) その他、特に命じられた事項

契約担当官等が緊急かつ重要と判断した事項については、協議のうえ、受注者は実施すること。

令和7年度 勤務実施予定表

令和7年 4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		17
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		17
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		18
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		計
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		16
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
令和8年 1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				計
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				16
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	18
																	合計												204			